

平成 24 年度 広域型特別養護老人ホームの公募選定結果

事業者名	(仮称)社会福祉法人 八心会 設立準備会		選 定		
代表者名	設立代表者 八尋 一信		定員 100 人		
設置場所	小倉南区曾根北町		(順位 4 位)		
評価結果	評価項目		配点	評価	得点
	基本方針・ 運営方針に 関するもの	法人の経営理念	3.0	C	1.8
		施設の基本方針	3.0	C	1.8
		地域福祉の核となる取組み	3.0	C	1.8
		利用者への情報提供、情報公開	3.0	C	1.8
		利用者一人ひとりへのサービス提供	3.0	C	1.8
		サービスの質の向上策	3.0	C	1.8
		人材の確保と定着	3.0	B	2.4
		職員の育成、職場環境	3.0	C	1.8
		低所得者に対する配慮	3.0	C	1.8
		利用者の尊厳の保持	3.0	C	1.8
		苦情解決の仕組み	3.0	C	1.8
		事故防止対策及び事故発生時の対応	3.0	C	1.8
		衛生管理等の対策	3.0	B	2.4
		非常災害対策	3.0	C	1.8
		虐待防止対策、身体拘束廃止	3.0	C	1.8
		個人情報保護対策	2.0	C	1.2
		地域との連携	3.0	B	2.4
		地域住民への生活支援	3.0	C	1.8
		認知症高齢者ケア	3.0	C	1.8
		ユニットケア(個別ケア)の実現	3.0	C	1.8
	医療と介護の連携	3.0	B	2.4	
	事業計画の具体性・実現性と継続性	15.0	C	9.0	
	小 計		77.0	-	48.6
	施設の特徴 に関するもの	環境への配慮	2.0	B	1.6
		施設面での特徴	5.0	B	4.0
		その他創意工夫や取組みの特徴	3.0	B	2.4
		立地面での特徴	10.0	C	6.0
設置場所		3.0	A	3.0	
小 計		23.0	-	17.0	
加点前の評価点		100.0	-	65.6	
定員 120 人の選択による加点		5.0	有	5.0	
総 合 点		105.0	-	70.6	

評価レベル	乗率	
A	100%	特に優れている(高度な能力を有している)
B	80%	優れている(十分な能力を有している)
C	60%	普通(一応の能力を有している)
D	40%	不十分である
E	0%	不適切である

事業者名	(仮称)社会福祉法人 八心会 設立準備会
選定理由	<p>(総評)</p> <p>今回の提案については、ほとんどの評価項目について標準的なレベルを満たしており、また、創意工夫の見られる取組みもあり、全体としては一定の評価ができる内容となっている。</p> <p>特に、「その他創意工夫や取組みの特徴」では、多種多様な地域交流スペースの運用、定期的な食事会における利用者・参加者全員への会席弁当の無料提供、法人が「無縁仏無料集合墓地」を有することにより身寄りのない方を積極的に受け入れることができるなど、特徴的な取組みが提案されており評価できる。</p> <p>その他、主な項目についての評価は以下のとおりである。</p> <p>(項目ごとの評価)</p> <p>「人材の確保と定着」では、開設1年前からの求人説明会の定期的な開催や研修費・資格取得費等の助成など、積極的かつ具体的な取組みが記述されており、また、1ユニットあたりの介護職員を常勤換算で6人配置、施設の看護職員を常勤換算で12人配置、地域連携専任の職員を2名配置するなど、余裕のある人員配置が計画されている。</p> <p>「衛生管理等の対策」では、通常のエレベーター2台とは別に食品専用エレベーターを1台、汚物専用ダムウェーターを4台設置し、食事の動線に配慮するとともに、汚物の動線が最小限となるよう工夫されているなど、設計上の取組みが評価できる。</p> <p>「医療と介護の連携」では、4名の嘱託医によるチーム医療体制、麻酔科専門医による緩和ケアを中心とした終末期医療体制、繋ぐ看護師による入退院時の連携、口腔ケアなど、具体的に記述されている。</p> <p>「施設面での特徴」では、ひとつでも多くの居室に太陽光が届くよう配慮された正48角形の設計や偏りのない3つの避難階段の配置、清不潔動線の完全分離、ユニット両端の汚物縦動線、職員専用の休憩ラウンジなど、特徴的な取組みが記述されている。</p>
付帯条件	<p>指定までに既存の事業所が実地指導等で指摘を受けた場合は、指摘事項について改善を行うこと。また、返還金等が発生した場合は誠実に返還すること。</p> <p>指定までの期間も継続的に地域住民への説明を行い、理解と協力を得られるように努めること。</p> <p>選定後の図面協議により、市から設計変更等の要請があった場合は必ず応じること。この協議が終了しなければ、入札・工事には着手できないこと。</p> <p>開設予定地の自治会等の地縁による団体に加入するなどして、地域との交流に努めるとともに、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めること。</p> <p>介護予防の拠点と地域交流の場としての役割を果たすとともに、地域福祉・地域医療とのネットワークの強化に努め、地域における在宅支援の介護拠点を目指すこと。</p> <p>社会福祉法人による利用者負担軽減制度を積極的に活用するなど、低所得者への配慮を十分に行うこと。</p> <p>ユニットケアの理念に基づき、入所者の生活が入所前の居宅における生活と連続したものとなるよう支援するとともに、入所者の個性を尊重し、ゆとりある暮らし・生きがいを感じられる暮らしを実現できるよう努めること。</p> <p>提案の早期実現に向け、ユニット型施設としての十分な組織体制を整えるとともに、開設を安全・円滑に行うため、事前の職員研修等の準備を徹底すること。また、職員のキャリアアップを図るための支援を一層充実させること。</p> <p>広域型特別養護老人ホームの適切な運営において、施設長の役割・責務は重要であることから、施設長自身も研修や勉強会等に積極的に参加することにより、施設運営に関する知識等を一層深めること。</p>

	<p>施設が円形であることにより、施設の利用者や来所者が施設内で方向感覚を失うことのないよう、具体的かつ効果的な方策を講じること。</p>
<p>その他 分科会及び 審査会意見</p>	<p>たんの吸引や胃ろうなど医療ニーズの高い入所者の受け入れや、口腔ケアの充実、ターミナルケアの実施などについて、医療機関等との連携を強化し、増加する需要に応えてほしい。</p> <p>職員の賃金を引き上げることなど処遇の向上に努め、離職を減らすことにより、入所者へのサービスの向上に繋げて欲しい。特に介護職員の賃金については十分な配慮を行うこと。</p> <p>特別養護老人ホームの運営においては、入所者の処遇はもとより、運営管理、人事管理、地域交流等の全体の統括を施設長が行うこととなる。特に規模の大きな特別養護老人ホームでは施設長の負担が大きくなるため、法人全体でバックアップできるよう、施設の主要な役職(生活相談員・介護支援専門員・看護主任・介護主任等)には介護保険施設の従事経験者を起用するなど、万全の人員体制を整えること。</p> <p>社会福祉法人として地域に密着した運営を行うため、理事に地域住民の代表者(民生委員・自治会長等)を起用すること。</p>